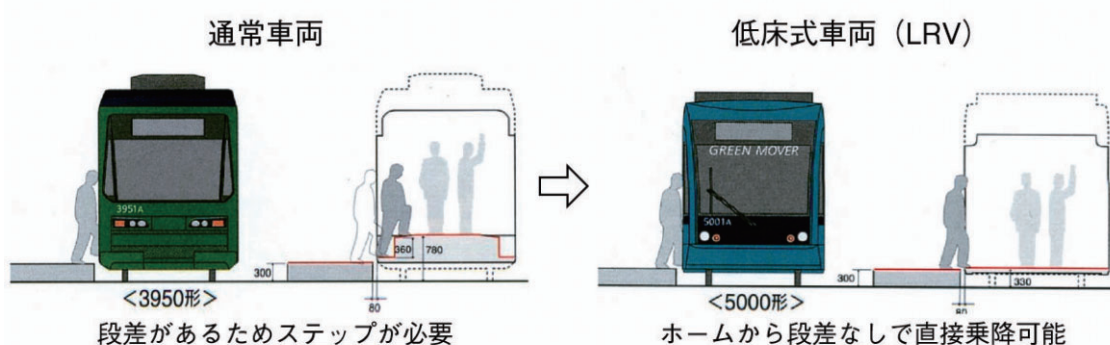


LRT (Light Rail Transit) システム

LRTシステムとは、従来の路面電車から走行空間、車両等を向上させたもので、道路空間、鉄道敷等の既存インフラも有効活用し、高い速達性、定時性、輸送力等を持った、人や環境に優しい都市公共交通システムです。

低床で車内に段差のないLRV（低床式車両）の導入や電停へのスロープ整備等の段差解消の取組によりバリアフリー化を図り、高齢者や障害のある人も安心して利用できるようになります。

路面電車車両と LRV の違い



床の高さが 780mm ⇒ 330mm



段差のある場合



段差のない場合

福祉の観点も踏まえた総合的なまちづくりが各地で進められている。

国土交通省においては、障害のある人等に配慮した活動空間の形成を図り、障害のある人等が積極的に社会参加できるようにするために、快適かつ安全な移動を確保するための

動く通路、エレベーター等の施設の整備や障害のある人等の利用に配慮した建築物の整備等を行う「バリアフリー環境整備促進事業」を実施している。

このほか、福祉のまちづくりへの取組を支援するため、以下のような施策を実施してい

る。

公共交通機関の旅客施設等を中心としたまちのバリアフリー化の推進

障害のある人が介助なしに外出し、公共交通機関を利用できるようにするためには、歩行者交通、自動車交通、公共交通が連携し、一連の円滑な交通手段を確保することが必要である。このため、駅等の交通結節点において道路・街路事業等により駅前広場やペデストリアンデッキ、自由通路等を整備するとともに、エレベーター、エスカレーター等の歩行支援施設の整備や沿道の建築物との直接接続を行っている。

「駅内外歩行者快適化作戦」を展開し、駅内外を通じて連続性の高い快適な歩行空間確保のための施設を、関係者の連携の下に推進している。さらに、路面電車の新設・延伸の支援を目的として、道路・街路事業により路面電車が走行する路面等の整備を推進するとともに、駅周辺における歩行空間の整備を推進している。

また、「バリアフリー新法」に基づき、公共交通機関、建築物、歩行空間等の一体的・連続的なバリアフリー化を推進している。

農山漁村における生活環境の整備

農林水産省においては、障害のある人に配慮した生活環境の整備を図るため、「農村振興総合整備事業」及び「水産基盤整備事業」等を実施している。

これらの事業を活用して、農山漁村地域においては、広幅員の歩道整備、福祉施設の用地整備、生きがい農園の整備及び農業施設のバリアフリー化の整備等が行われている。

普及啓発活動の推進

最近における地方公共団体の動きとしては、総合的なまちづくりを効果的に進めるために、福祉のまちづくりに関する条例の制定など制

度面の整備が行われるとともに、事業面においても、ユニバーサルデザインによるまちづくり（すべての人にやさしいまちづくり）が行われている。

総務省では、地方公共団体が行う高齢者、障害のある人、児童等すべての人が自立していきいきと生活し、人と人との交流が深まる共生型の地域社会の実現に向けた取組を支援するため、ハード・ソフト両面から必要な地方財政措置を講じている。ソフト事業として、ユニバーサルデザインによるまちづくりやNPO等の活動の活性化を推進する地方公共団体の取組に要する経費に対して、普通交付税措置を行うとともに、ハード事業として、ユニバーサルデザインによるまちづくり、地域の少子高齢化社会を支える保健福祉施設整備、共生社会を支える市民活動支援のための施設整備等に対して、地域活性化事業債等により財政措置を講じている。

また、国民一人ひとりが、高齢者や障害のある人の困難を自らの問題として認識し、その社会参加に積極的に協力する「心のバリアフリー」社会を実現するため、国土交通省では小・中学校の総合学習等とも連携しながらバリアフリー教室を開催している。

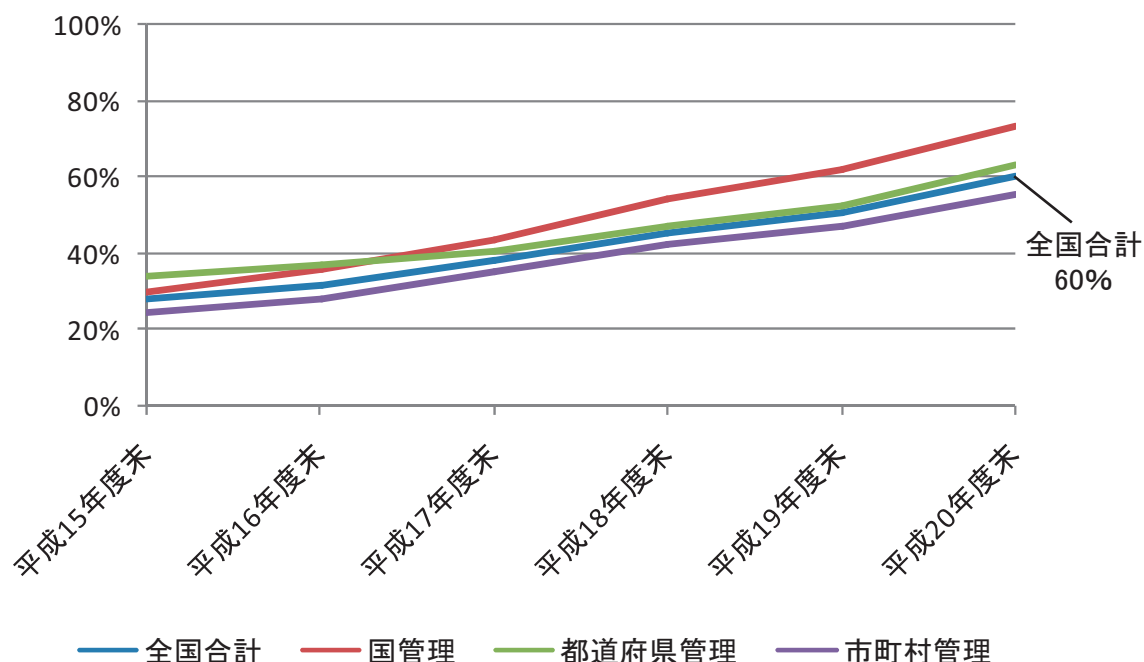
イ 都市計画等による取組

都市計画における総合的な福祉のまちづくりに関する取組としては、適切な土地利用や公共施設の配置を行うとともに、障害のある人に配慮した道路、公園等の都市施設の整備、土地区画整理事業や市街地再開発事業などの面的な都市整備を着実に進めていることが挙げられる。

中心市街地等における面的な都市整備に当たっては、社会福祉施設の適正かつ計画的な立地を進めている。

市町村が具体の都市計画の方針として策定する「市町村の都市計画に関する基本的な方針（市町村マスタープラン）」の中に、まち

■ 図表1 55 特定道路のバリアフリー化状況



づくりにおける高齢者や障害のある人等への配慮を積極的に位置付け、都市計画に反映することもできる。

平成16年度より全国の都市の再生を効率的に推進する観点から、地域の創意工夫を生かした個性あふれるまちづくりを実施するため「まちづくり交付金」が創設された。本制度の活用により、全国各地において、地域住民の生活の質の向上と地域経済・社会の活性化に向けた取組が進められており、その一環として、バリアフリー化等を通じて、安心・快適に過ごせるまちづくりが多くの市町村で実施されている。

市街地再開発事業等においては、施設建築物に一定の社会福祉施設等を導入するものを「福祉空間形成型プロジェクト」と位置付け、通常の補助対象に加え、共用通行部分整備費、駐車場整備費等を補助対象とすることにより、社会福祉施設等の再開発事業への円滑な導入を可能としている。また、社会福祉施設等を一体的に整備する場合の整備費補助額の割増を実施しており、「介護保険法」に基づく施設を整備費補助額の割増措置の対象にしてい

る。

また、バリアフリー化等に先導的に対応した施設建築物を整備する場合に生じる付加的経費について、別枠で補助を行っている。

ウ 歩行空間のバリアフリー化

移動はあらゆる生活活動に伴い発生する要素であり、また、就労、余暇を支える要素である。したがって、その障壁を取り除き、すべての人が安全に安心して暮らせる道路交通環境づくりを行うことが重要な課題となっており、信号機、歩道等の交通安全施設等の整備を推進している。

平成5年11月に、歩道等において車いす利用者も安心して通行できるよう「道路構造令」を改正し、歩道の最小幅員を拡大した。

平成12年には「交通バリアフリー法」に基づき、「重点整備地区における移動円滑化のために必要な道路の構造に関する基準」(12年建設省令第40号)を制定、13年4月には、身体に障害のある人や高齢者等が安全に、安心して通行できる歩行空間の確保のために、歩道や自転車道のための空間を独立して位置